

長野工業高等専門学校ソーシャルイノベーション・サポートセンター規則

制 定 令和5年3月16日

(趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織規則第13条第2項の規定に基づき、本校ソーシャルイノベーション・サポートセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、本校におけるスタートアップ人材育成に関する統括的な業務を実施し、学生の社会課題の解決に向けた創造性の涵養や起業家マインドの醸成を目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 スタートアップ人材育成にかかる教育支援に関すること。
- 二 スタートアップ人材育成にかかる他機関との連携に関すること。
- 三 在校生および卒業生の起業支援に関すること。
- 四 ソーシャルイノベーション・サポートラボの設置及び運営に関すること。
- 五 センターの予算に関すること。
- 六 その他センターに関すること。

(組織)

第4条 センターは、次に掲げる職員をもって組織する。

- 一 センター長
 - 二 センター長が必要と認める職員
- 2 センター長は、本校教員の教授又は准教授の中から、校長が指名する。
 - 3 センター長は、校長の命を受け、センターの管理運営に関することを掌理する。
 - 4 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 第1項第二号に規定する職員は、本校教職員の中から、校長が指名する。
 - 6 センターに副センター長を置くことができる。
 - 7 副センター長は、第1項第二号に規定する職員の中から、センター長が指名する。
 - 8 副センター長は、センター長の命を受け、その業務を補佐する。その他の職員は、

第3条に規定する業務に従事する。

- 9 第1項第二号に規定する職員の任期は、1年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集等)

第5条 センター長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した職員がその職務を代行する。

(職員以外の者の出席)

第6条 センター長は、必要あると認めたときは、第4条に規定する職員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 センターの庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第8条 センターの管理運営に関し、重要な事項については、本校執行会議の議を経なければならない。

- 2 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和5年3月16日制定)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。